

移動等円滑化取組計画書

令和7年7月25日

静岡県三島市大場300番地  
伊豆箱根鉄道株式会社  
代表取締役社長 伍堂文康

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくホームからの転落を防止するための設備として、計5駅において2032年度までに内方線付き点状ブロックを整備する。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 移動等円滑化基準の浸透化、障害者差別解消法に関する教育の実施。</p>
---

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
三島広小路駅 大場駅 伊豆長岡駅 五百羅漢駅 富士フィルム前駅	内方線付き点状ブロック、視覚障害者誘導ブロックを設置。(2024～2032年度)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
講習会の開催	毎年実施される技術係員講習会において移動等円滑化基準について説明し技術社員ひとりひとりへ浸透化を図る。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
① サービス介助士の資格保有者養成  ② 目の不自由なお客様に対する声かけと誘導案内	① 毎年1～2名程度、資格保有者を養成できるよう検討する。  ② 「声かけ・サポート運動」に参加している。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページによる情報提供	ホームページ上で駅構内施設の情報を提供しており、今後も継続していく。 URL: <a href="https://www.izuhakone.co.jp/sunzudaiyu/sunzudaiyu-other-guide/p001278.html">https://www.izuhakone.co.jp/sunzudaiyu/sunzudaiyu-other-guide/p001278.html</a> エコロジーモビリティ財団 HP 上の「らくらくおでかけネット」を随時更新。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
講習会の開催	毎年、全ての係員に対し障害者差別解消法、移動等円滑化基準の内容やポイントを説明する講習会を実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅掲示板へのポスター掲出	高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮について掲出依頼の際は駅掲示板等への掲出に協力する。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

応急手当普及員養成講習を受講し、社内で普通救命講習会実施を検討する。
------------------------------------

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
各駅の移動等円滑化に関する措置	計画期間を2032年度までとし整備対象の見直しを実施。	目標期限延長のため。
移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置	階段手摺の整備から社内で普通救命講習会実施を検討に計画を変更。	手摺の整備を行ったため。

V 計画書の公表方法

自社ホームページ上に公表 URL: <a href="https://www.izuhakone.co.jp/sunzudaiyu/sunzudaiyu-other-guide/p000500.html">https://www.izuhakone.co.jp/sunzudaiyu/sunzudaiyu-other-guide/p000500.html</a>
--

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジ

エクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。